

<宿泊約款>

(適用範囲)

第1条

当館が、宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条

当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 氏名、住所、年令、電話番号、性別、職業、宿泊日、到着予定時刻
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地、前泊地、後泊地
- (3) 出発日、人数、出発時刻、同室者の年齢区分(大人・小人・幼児)
- (4) その他、当館が必要と認めた事項(大人・小人・幼児)

2. 宿泊客が、宿泊中に前項第1号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

3. 15歳未満のみのご宿泊は、保護者の許可が無い限りお断り致します。ご宿泊には保護者の同意書をご宿泊者全員分、必要となります。

4. ドミトリータイプ(個室タイプを除く)は10歳未満のご宿泊はお断り致します。

5. ドミトリータイプご宿泊の10歳以上お子様も1名様と数えさせていただきます。

(宿泊契約の成立等)

第3条

宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3. 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4. 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

(1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。

(2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。

(3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。

(4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの

(5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。

(6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

<宿泊約款>

- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 京都府旅館業法 施行条例第 5 条 (第 3 号) の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2. 当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合 (第 3 条第 2 項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。) は、別表第 1 に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第 4 条第 1 項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3. 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後 10 時 (あらかじめ 到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻) になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理 することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条

当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 京都府旅館業法 施行条例第 5 条 (第 3 号) の規定する場合に該当するとき。
 - (8) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項 (火災予防上必要なものに限る。) に従わないとき。
2. 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条

宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、通貨 (日本円に限る)、クレジットカード等に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
3. 当館での、ご利用可能クレジットカードは次のとおりとします。
(VISA・MasterCard・AmericanExpress)

(客室の使用時間)

第9条

宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後 15 時から翌朝 10 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

- 2. 宿泊客がチェックアウトした後、フロント、共用スペース等の客室以外の館内にて、宿泊に相当する長時間の当館施設の使用が明らか

<宿泊約款>

な場合には、次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 1時間につき 1,500円

(利用規則の遵守)

第10条

宿泊客は、当館においては、当館が定めて館内に掲示した利用規約に従っていただきます。

(営業時間)

第11条

当館の主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は、館内各所の掲示等で御案内いたします。

フロント・キャッシャー等サービス時間

イ. 門限→無し

ロ. フロントサービス→午前8時～午後10時

2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、館内各所の掲示、当館のホームページ等をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条

宿泊客が支払うべき宿泊料金の支払いは、通貨（日本円に限る）又は、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当館が請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

2. 当館での、ご利用可能クレジットカードは次のとおりとします。

(VISA・MasterCard・AmericanExpress)

3. 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条

当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2. 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条

次の各号に掲げる物品はフロントでお預かりすることができません。宿泊客が当該物品をフロントに預けた場合、当該物品に損害が生じても当社は一切の責任を負いません。当該物品をフロントに預けたことによって当館に損害が生じたとき、宿泊客は当館に対して損害を賠償しなければなりません。

- (1) 金銭・貴重品（証券、貴金属宝飾品、重要書類、設計図面等及び寄託者において貴重品と判断されるもの）
- (2) 死体
- (3) 動物
- (4) 揮発性又は爆発物等の危険品
- (5) 鉄砲、刀剣類及び犯罪に供えされる恐れのあるもの
- (6) 臭気を発するもの。腐敗変質しやすいもの
- (7) 不潔なもの及び保管場所を汚損・毀損する恐れのあるもの
- (8) 法律で所持、携帯を禁じられているもの

<宿泊約款>

(9) その他、保管に適さないと認められるもの

- 前項の2号乃至9号に掲げる物品は貴重品ロッカーに入れることができません。宿泊客が当該物品を貴重品ロッカーに入れた場合、当該物品に損害が生じても当社は一切の責任を負いません。当該物品を貴重品ロッカーに入れることによって当館に損害が生じたとき、宿泊客は当館に対して損害を賠償しなければなりません。
- 宿泊客がフロントにお預けになった物品について滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館の責めに帰すべき事由によるときに限って、当館は、その損害を賠償します。ただし、高価品については、宿泊客が種類及び価額を申告しなかったときは、当館は損害賠償責任を負いません。
- 宿泊客が貴重品ロッカーに入れた物品について滅失、毀損等の損害が生じたときは、前項本文及び但書と同様とします。ただし、前項本文の場合において、貴重品ロッカーの鍵（暗証番号）の管理に起因して発生した損害について当社は一切責任を負いません。
- 宿泊客がフロントにお預けにならなかった物品又は貴重品ロッカーに入れなかった物品について滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館の責めに帰すべき事由によるときに限って、当館は、その損害を賠償します。ただし、高価品については、宿泊客が種類及び価額を申告しなかったときは、当館は損害賠償責任を負いません。
- 前3項の規定により当館が損害責任を負う場合、当館は寄託品の時価相当額を賠償します。ただし、損害賠償額は5万円を上限とします。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡します。

- 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、飲食物・雑誌・新聞に関しては即日処分とし、その他の物品に関しては発見日を含めて7日間保管し、その後、最寄りの警察署に届けます。
- 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては15条第1項の規定に、前項の場合にあつては15条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車責任)

第17条

当館は駐車場を設けておりません。宿泊者の当館敷地内外における車両、その他付属装着物又は積載物の盗難、紛失又は毀損、損害、道路交通法違反については一切責任を負いません。

(宿泊客の責任)

第18条

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

(コンピューター通信の使用)

第19条

当館内でのコンピューター通信の利用に当たっては、利用者自身の責任において行うものとします。利用中のシステム障害その他理由によりサービスが中断し、その結果、利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。

2. コンピューター通信の利用に際し、当館が不適切と判断した行為により、当館及び第三者に損害が見込まれる場合、又は生じた損害についてはその損害相当額を申し受けます。

(本約款の変更)

第20条

この約款に定めのない事項及び営業を行う上で必要であると判断した場合には、事前に予告なく内容を変更することがあります。

(管轄の規程)

第21条

宿泊客は、本契約に基づく、又は本約款に関連した紛争について、京都地方裁判所を専属合意管轄とすることに同意するものとします。

<宿泊約款>

別表第1

違約金

(第6条第2項関係)

(1) 一般客(10名未満)

宿泊日の3日前までにキャンセルした場合、キャンセル料金無し

宿泊日の2日前以降にキャンセルした場合、全宿泊料金100%

宿泊日当日に無断キャンセルした場合、宿泊料金の100%

(2) 団体客(10名以上)

宿泊日の4週間前にキャンセルした場合、キャンセル料金無し

宿泊日の4週間前～2週間前にキャンセルした場合、全宿泊料金の30%

宿泊日の2週間前～1週間前にキャンセルした場合、全宿泊料金の50%

宿泊日の1週間前～3日前にキャンセルした場合、全宿泊料金の80%

宿泊日の3日前～当日にキャンセルした場合、宿泊料金の100%